

春の

おトクにはじめよう!

# NISA・ジュニアNISA はじめてみようキャンペーン



〈お取扱期間〉

平成28年3月1日(火)～5月31日(火)

今年から、より使いやすくなったNISAと新たにスタートしたジュニアNISA。北洋銀行では、新しいことをはじめるのにぴったりに春に、おトクなキャンペーンを開催いたします。この機会に、NISAやジュニアNISAの口座を開設してみませんか。

## NISA

口座開設のお申込で!

【対象の方】

期間中に、NISA口座のお申込をしていただき、平成28年7月31日(日)までに口座開設が完了したお客さま。

PRESENT

QUOカード  
500円分をプレゼント。



さらに!

住民票取得代行サービスが無料!  
お申込に必要な住民票を当行が取得代行いたします。

## ジュニアNISA

口座開設のお申込で!

【対象の方】

期間中に、ジュニアNISA口座のお申込をしていただき、平成28年7月31日(日)までに口座開設が完了したお客さま。

PRESENT

図書カード  
1,000円分を  
プレゼント。



※カードのデザインが変更になる場合がございます。

NISAの  
ポイント

年間非課税投資枠が120万円まで拡大!

5年間の非課税投資枠は600万円へ拡充!

日本国内に住む20歳以上の個人の方が対象!

ジュニア  
NISAの  
ポイント

年間非課税投資枠は毎年80万円!

5年間の非課税投資枠は400万円!

日本国内に住む0～19歳の個人の方が対象!

裏面のご留意事項をご確認ください。



# NISA・ジュニアNISA はじめてみようキャンペーン



平成28年  
3月1日火～  
5月31日火

## 「NISA・ジュニアNISA はじめてみようキャンペーン」ご利用にあたってのご注意

- ジュニアNISA口座開設申込みのみ、平成28年1月4日(月)～2月29日(月)に申込されたお客さまもプレゼントの対象となります(ただし、以下のプレゼント対象外の事項にあてはまる場合を除く)。
- 以下の場合、プレゼントの対象外となりますのでご注意ください。
  - キャンペーン最終日までにお申込書類を当行が受領していない場合
  - ご提出頂いた書類の不備等により平成28年7月31日時点でNISA口座・ジュニアNISA口座の開設が完了していない場合
  - 平成28年7月31日時点でNISA口座・ジュニアNISA口座が廃止されている場合
- プレゼントの発送は平成28年8月下旬ごろの予定です。
- プレゼントは口座開設者のお届けのご住所に郵送いたします。
- お送りしたプレゼントが郵便返戻など何らかの事情でお届けできなかった場合は、キャンペーンの適用対象外とさせていただきます。
- プレゼントは一時所得として課税対象となり、確定申告が必要となる場合がございます。
- キャンペーン内容は、期間中でも予告なく変更・中止させていただくことがあります。

## NISA(少額投資非課税制度)ご利用にあたってのご注意

- NISA口座でお取引いただくためには、あらかじめNISA口座をご開設いただく必要があります。なお、税務署での審査等を経て開設するため、1～2ヶ月程度の時間を要する場合があります。
- NISA口座はすべての金融機関を通じてお一人のお客さまにつき1口座のみ開設することができます。既に他の金融機関でお申込されている場合は、当行へお申込いただくことはできません。ただし、一定の手続きの下で開設済みの金融機関とは異なる金融機関にNISA口座を開設することができます。
- NISA口座で新たにご購入いただく投資信託から得られる収益分配金(普通分配金)と値上がり益(譲渡益)が非課税の対象となります。毎年、非課税枠の上限額まで非課税対象としてご購入いただけます。なお、元本払戻金(特別分配金)はもともと非課税なので、NISA口座における非課税のメリットとは関係がございません。
- NISA口座でご購入いただいた投資信託を売却した場合でも、売却相当額の非課税枠を再利用することはできません。また、未利用の非課税枠を翌年以降へ繰越すことはできません。
- NISA口座における損失は、税務上ないものとされます。したがって、特定口座や一般口座における利益(配当所得、譲渡所得)との損益通算はできません。また、損失の繰越控除もできません。
- NISA口座でご購入いただいた投資信託に関し分配金の再投資が行われる場合、NISA口座での分配金支払時点においてその年の非課税枠の上限額に達するまではNISA口座でのお買付とし、枠を超えた分配金は課税口座(特定口座や一般口座)でのお買付となります。

## ジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)のご利用にあたってのご注意

- ジュニアNISA口座でお取引いただくためには、あらかじめジュニアNISA口座をご開設いただく必要があります。なお、税務署での審査等を経て開設するため1～2ヶ月程度の時間を要する場合があります。
- 日本にお住まいの20歳未満の方が対象です。
- ジュニアNISA口座は、すべての金融機関を通じてお一人のお客さまにつき1口座のみ開設することができます。また、ジュニアNISA口座では口座開設後金融機関の変更はできません。
- ジュニアNISA口座で新たにご購入いただく投資信託から得られる収益分配金(普通分配金)と値上がり益(譲渡益)が非課税の対象となります。毎年、非課税枠の上限額まで非課税対象としてご購入いただけます。なお、投資信託における分配金のうち元本払戻金(特別分配金)は従来より非課税であり、ジュニアNISA口座における非課税のメリットとは関係がございません。
- ジュニアNISA口座でご購入いただいた投資信託を売却した場合でも、売却相当額の非課税枠を再利用することはできません。また、未利用の非課税枠を翌年以降に繰越すことはできません。
- ジュニアNISA口座における損失は、税務上ないものとされています。したがって、特定口座や一般口座における利益(配当所得、譲渡所得)との損益通算はできません。また損失の繰越控除もできません。
- ジュニアNISA口座の運用管理者について、口座開設者本人の法定代理人、又は法定代理人から明確な書面「ジュニアNISA口座に係る運用管理者届出書 兼 運用管理者変更届出書」による委任を受けた口座開設者本人の二親等以内の方に限定されます。
- ジュニアNISA口座に入金する資金は、口座開設者本人(お子さま等)の資金に限られます。なお口座開設者本人(お子さま等)以外の資金で運用が行われた場合は、所得税・贈与税等の課税上の問題が生じることがあります。
- ジュニアNISA口座では、口座開設者本人(お子さま等)が18歳(3月31日時点で18歳である年の1月1日以降)になるまでは、原則としてジュニアNISA口座の指定預金口座からの払出はできません。払出を行った場合は、ジュニアNISA口座が廃止され、過去に非課税で支払われた利益等(譲渡益、普通分配金等)については非課税の取扱いがなかったものとみなされて課税されます(災害等やむを得ない場合には、非課税での払出が可能です。この場合もジュニアNISA口座は廃止されます)。
- ジュニアNISA口座でご購入いただいた投資信託に関し分配金の再投資が行なわれる場合、ジュニアNISA口座での分配金支払時点においてその年の非課税枠の上限額に達するまではジュニアNISA口座でのお買付とし、枠を超えた分配金は課税未成年者口座(特定口座や一般口座)でのお買付となります。

## 投資信託についてのご注意

- 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。また、北洋銀行で購入された投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は、値動きのある証券(外国証券については為替リスクもあります)等に投資するため、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本および分配金が保証されるものではありません。
- 投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。
- 投資信託の設定・運用は投資信託会社が行います。
- 当行取扱の投資信託は、買付時のお申込手数料(申込金額に対し最大3.24%(消費税込))ならびに換金時の信託財産留保額(基準価額に対し最大1.0%)が必要となり、保有期間中は信託報酬(純資産総額に対し最大年率2.16%(消費税込))。
- ただし、投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより、左記の料率を超える場合があります。また、固定報酬や成功報酬等を間接的にご負担いただく場合があります。)、監査費用、売買委託手数料、外貨建て資産の保管などに要する費用等が信託財産から支払われます。なお、これら手数料・費用については商品毎に異なりますので、表示することができません。
- 投資信託のお取引に関しては、クーリングオフ(金融商品取引法第37条の6(書面による解除))の適用はありません。
- 投資信託をご購入の際は「投資信託説明書(交付目論見書)」等を必ずご覧いただき、内容をご確認のうえご自身で判断ください。
- 東京支店、札幌医大病院出張所、千歳空港出張所ではお取扱しておりません。

## 住民票取得代行サービスについてのご注意

- 住民票の取得は、当行の業務委託先である株式会社ジンテックが行います。株式会社ジンテックは、お客さまからの委任に基づく代理人として住民票の取得を行います。
- 平成25年1月1日以降に異なる市区町村に転居された方は、住民票に代わり「除票」を取得させていただきます。
- 株式会社ジンテックがお客さまの代理人として取得した住民票は非課税口座開設手続の必要書類として当行が受領しますので、お客さまにお渡しすることはできません。
- 当行が受領したお客さまの住民票は、非課税口座開設手続のためにのみ利用するもので、他の目的で利用することはございません。
- 住民票の取得までに最大2ヶ月程度を要する場合がございます。
- 市区町村によっては、委任状をご提出いただいた場合でも住民票の交付を拒否される場合がございます。この場合、当行からお知らせいたしますので、大変お手数ですがお客さまご自身で住民票を取得のうえ当行にご提出くださいますようお願いいたします。

投資信託取扱専門店または右記のフリーダイヤルへお問い合わせください。

フリーダイヤル **0120-824-014**  
フリーダイヤル受付時間(年末年始を除く) 平日/9:00～17:00

商号 株式会社 北洋銀行  
登録金融機関 北海道財務局長(登金)第3号  
加入協会 日本証券業協会  
一般社団法人 金融先物取引業協会